

総務文教委員会

令和5年12月12日(火)

日 時 令和5年12月12日(火) 午前10時00分開会—午前11時52分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 早川委員長、瀧見副委員長、大里、中原、谷地、谷崎、出口、竹原

欠席委員 なし

傍聴議員 松尾、坂原、奥野、道工

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長、古橋教育長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、西総務部長・会計管理者
相馬財政改革部長、小川教育委員会事務局教育次長
廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長
寺田まちづくり戦略室危機管理監、栞山総務部理事兼財政改革部理事
寺田まちづくり戦略室企画地方創生監、
岩田教育委員会事務局理事兼生涯学習課長
内山財政部副理事兼財政改革課長、森総務部副理事兼総務課長
川島まちづくり戦略室秘書担当兼政策推進担当課長
松井教育委員会事務局副理事兼学校教育課長
岡田企画政策推進担当課長、種畑税務課長、保田教育委員会事務局指導課長
米原人権推進課長、中出教育委員会事務局生涯学習係長

事務局 増田議会事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

早川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名。全員出席です。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

初めにお諮りします。ただいま連絡を受けました傍聴許可申し出に対して、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 傍聴を許可します。

12月5日の本議会において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第55号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課からの説明を求めます。指名しませんので、順次説明をお願いします。松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入予算のほうからご説明させていただきます。

19寄附金、1寄附金、小学校費寄附金といたしまして、5万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より、小学校に対し図書購入用としていただきました寄附金5万円を、小学校教材費に充当するものです。

内山財政改革部副理事 続きまして、20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、352万1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 続きまして、22諸収入、3雑入、雑入としまして40万9,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、階級や活動年数に応じた消防団員公務災害補償等共済基金からの、消防団員退職報償金を消防総務費に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、398万円を増額補正するものです。

廣田まちづくり戦略室理事 続きまして、歳出です。

委員会資料の2ページをご覧ください。

今回の委員会資料におきましては、補正項目の多くが人件費で占められているため、委員会資料2ページから8ページ中段までを人件費分、それ以降を人件費以外分に区分して、二つの構成で策定しております。

参考資料としまして、10ページに、今回の人件費補正を要因別に整理した人件費内訳表を添付しております。

資料には、総務文教委員会所管以外の特別会計も含んでおりますが、人件費補正全体の説明ということで、この内訳資料によりご説明させていただきます。

今回の人件費の主な補正要因としまして、大きく分けて4つございます。

まず、人件費内訳表の①早期退職による影響額の反映ですが、自己都合による早期退職、育休代替の任期付職員の任期満了による退職手当の発生、それから退職補充による新規採用までの欠員期間分の給与を、不用額として減額補正するものです。一般会計部分だけですが1,584万2,000円の減額となります。なお、全国的にも若手職員の早期退職が増加しておりますが、退職補充採用、人事異動等により、住民サービスの維持向上に努めているところでございます。

次に、②育児休業者、病気休職者の発生や育休期間の延長による給与清算の反映によるもので、当初予算計上時に想定していなかった新たな育児休業者の発生や、第2子の誕生による育休期間の延長、病気休職者の発生により給与の不用額

が増え、全会計で1, 141万8, 000円の減額補正となります。

次に、③人事異動等に係る調整のところですが、人事異動による各会計間、各費目間の予算調整を行いつつ、昇格や扶養構成の変更など雇用条件の確定による増減、保険料の利率確定、組織強化に係る人材確保などの要因により、当初予算から現時点までの不用額、不足額をトータルで算出し、全会計で1, 625万4, 000円の増額補正となります。

最後に、④会計年度任用職員の配置、雇用条件の反映で、内容としましては、通勤経路や保険料の確定、それから組織強化に係る人材確保などにより、全会計で698万8, 000円の増額補正となります。

以上、1から4までの総合計、人件費補正全般としまして、一般会計で1, 035万4, 000円の増額、全特会合わせて401万8, 000円の減額補正となっております。

委員会資料2ページから8ページ中段までの人件費補正に関する説明は以上ですが、各ページの左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては、議事の円滑な進行のため省略させていただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

なお、令和5年人事院勧告による補正に関しまして、過日、法案成立し公布されましたが、職員団体との協議、他団体との対応状況の確認のため、議会最終日に上程予定です。

人事担当からの説明は以上です。

森総務部副理事 続きまして、資料8ページをご覧ください。

歳出の人件費以外分についてご説明をさせていただきます。

2総務費、1総務管理費、車両管理費としまして、78万3, 000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、原油生産量の調整及び国際情勢の変化等に伴う原油価格の高騰や、円安による原油の輸入価格の上昇により、公用車燃料費に係る予算額に不足が見込まれることから、令和6年3月までの必要額を増額補正するものです。

種畑税務課長 続きまして、2町税費、町民税賦課事務費といたしまして、個人住民税システム改修委託料165万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、令和6年度から課税となる、森林環境税の対応に伴う

システム改修費となります。森林環境税とは、平成31年3月に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度から課税される国税となります。

森林には国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などさまざまな機能があり、これらの機能を十分に発揮させるため、森林の整備に必要な財源を、安定的に確保する観点から創設されたものとなります。また、税額につきましては、国内に住所を有する個人に対して、一人当たり年間1,000円が課税となり、個人住民税の均等割と併せて賦課徴収されます。なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から個人住民税の均等割に、年間1,000円が加算されていましたが、令和5年度で終了となります。今回の補正予算につきましては、森林環境税の導入に伴い、納税通知書や課税証明書などの証票のレイアウト変更に必要なカスタイズをするためのシステム改修費用を計上するものです。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費といたしまして、42万7,000円を増額補正するものです。内容といたしましては、岬町消防団員1名の退職報償金として、42万7,000円を増額補正するものです。

資料9ページをご覧ください。

消防施設管理費といたしまして、16万3,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、岬町消防団多奈川分団において、平成6年に導入した消防用ポンプ車に搭載されている発電用部品に故障が生じましたが、当該ポンプ車を今後も継続して使用するために部品を交換するものです。

松井教育委員会事務局副理事 続きまして、10教育費、2小学校費、小学校教材費といたしまして、5万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様よりいただきました、寄附金5万円を深日小学校の図書購入費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして、1,342万7,000円を増額補正するものです。

岩田教育委員会事務局理事 債務負担行為補正追加といたしまして、公民館・図書館等整備事業1,377万2,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、岬町過疎地域持続的発展計画に位置づけられております、岬町公民館・図書館等整備基本構想策定業務の完了に伴いまして、次の業務であります岬町公民館・図書館等整備基本計画の策定を行うに当たり、策定の完了が令和6年度になる見込みであるため、債務負担行為を設定するものです。業務内容は、岬町公民館・図書館等整備基本計画策定支援業務委託料です。

早川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私のほうから、幾つか質問させていただきます。

まず、10ページの人件費関係についてですけれども、今回の人件費の関係の補正予算は、全部で4つのイにより、補正予算計上されているということですが、その中で、①と②について少しお伺いしたいと思います。

まず、①の、これは早期退職者による影響額のところですが、これは実際に早期退職を今回された方の人数というのは何名になっているのかというのと、あとは、そこから実際に今、退職者の補充採用をされているということですが、補充採用というのは既に完了済みなのか教えていただきたい。

あと、次に、②の育児休業者、病気休職者の発生というところですが、今それぞれの人数について教えていただきたいというのと、あとは、今回、新たに発生した方だけではなく現在の合計人数、それぞれの病気の休職者と、あと、育休者の人数を教えていただきたいです。まずはここまでお願いします。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 谷地委員のご質問にお答えします。

早期退職者の人数なんですけれども、早期退職者の人数につきましては、正職員2名、それから育休満了による退職、任期付職員の退職は1名でございます。それから育休者に関しましては、今回の補正の影響額としては3名でございます。あと、病気休職者に関しましては、今回の補正で入っておりますのは1名でございます。

すみません、現状につきましては、病気休職者に関しましては、今現在、病気休職者は1名、それから補正時に挙げている病気休職者に関しましては、今は完治しまして元気に職場のほうで働いております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 答弁を少し整理させてください。

早期退職者は、まず、正職員が2名ということでもいいんですか。補充はもう完了しているということでもいいんですかね。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 退職補充に関しましては、今現在、人事異動の中で新規採用している職員が1名あり、事務職に関してはすでに採用しております。もう1名は保健師なんですけれども、採用試験をしまして、今のところその1名に関しましては、2月1日採用予定でございます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 あと、育児休業者については、育休を満了して、もう仕事に復帰された方が1名ということと、現在、育休者が3名という認識でよろしいですかね。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 そのとおりでございます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 最後に、確認ですけれども、あとは病気休職者については、何か補正予算において1名が退職されてというところで、補正予算計上されているけれども、現在の合計人数というところは、以前休まれた方が復帰されたというところで、今回、補正予算で計上されて、1名の方が今現在、全体としては休職者ということによろしいですかね。頷いていらっしゃるので、そういう認識で理解しました。

続いて、8ページ、2の町税費のところ、この個人住民税システム改修委託料、これは来年度から始まる森林環境税に伴う、システム改修というところでご説明いただきましたけれども、この森林環境税、これ自体の住民さんへの周知は、どういった方法を今考えられていますでしょうか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 谷地委員のご質問にお答えします。

周知につきましては、1月のホームページと岬だよりで周知を考えております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 これは公式LINEでの発信は、特に予定されていないのですか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 谷地委員のご質問にお答えします。

LINEにつきましても、ホームページをアップしたときに行う予定です。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 以前、別の委員会でも、この周知についてご質問させていただいて、大体この3つがね、周知方法といったところで、岬町で行っているのかと思うので、できるだけ大きな媒体を使って周知いただくようお願いしたいのと、あと、森林環境税自体が、我々、議会内でも結構この森林環境税というのは何とか、森林環境譲与税って何という質問が結構飛び交ったと思うのですけれども、なかなか結構その仕組みが難しい部分なんですね。それを、また分かりやすいような形で、森林環境税とあと森林環境譲与税についてもセットで、周知いただいたほうがいいかと思うので、その辺についてお願いしたいと思います。これは要望です。

あと、これちょっと絡んだ質問で、森林環境譲与税について、現在、岬町議会からも国のほうに要望させていただいて、実際その配分というところが、やはり問題だよねというところで、現在、配分の見直しがなされている状況かと思うのですけれども、今回の森林環境税のように、この配分がもしも変更になった際というのは、岬町においてもシステム改修がまた発生するという事なのか。分かれば教えてください。

早川委員長 内山副理事。

内山財政改革部副理事 この森林環境譲与税ですけれども、所管がですね、事業委員会ということになるんですけれども、基本的にはですね、なるんですが、譲与税についてはですね、基本的にはシステム改修は生じないというふうな認識であります。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 回答ありがとうございました。関連質問でさせてもらったつもりが、確かに、所管は違ったので、けれども基本的に配分の数値的などところの変更だけだから、システム改修はかからないというご回答だったので、その辺理解しました。

最後に、9ページの消防施設管理費、それで多奈川分団のポンプ車が今回、修繕が必要ということですが、これは実際に補正予算が可決されたあとに、修繕の完了はいつごろの予定となっていますでしょうか。

早川委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまご質問のございました修理につきましては、予算が成立次第かかりたいと思いますので、年度内には完了する予定をしております。

ます。

早川委員長 よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 職員採用の件で、分かればお教え願いたいのですが、毎回、私、岬日より見させてもらってますけれども、職員採用で保健師の毎回採用が出ています。そういう中で、私も厚生委員長をさせてもらっているときにも、時々、保健センターに行かせてもらったのだけれども、若い女性の方々、もしくは男性も1人保健師がおられましたけれども、ほとんど2年か3年で退職なさっているという環境で、何か問題があるので、職場の環境問題か何かの影響しているのかどうか、その辺分かれば、お教え願いたいと思います。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 出口委員のご質問にお答えします。

職員の退職理由に関しましては、個人のプライバシーもありお答えできないんですけれども、何と言いますか、保健師に関しましては、もともと応募を募ってもなかなかうちまで来てくれない状況が続いています。特に若い女性が保健師として採用されて、勤務してもらう場合が多いんですけれども、実際、結婚退職される方もいますし、特に若手の保健師に関しましては、転職組が多いんですけれども、看護師から保健師の経験がなくて転職し、保健センターとかに勤務してということで、前職、看護師とのギャップに悩まれて早期退職される方もいらっしゃいますし、それぞれいろんなやめる原因があります。人事としましては、できるだけ保健センターだけではなくて、全庁的に職場環境を少しでも、今以上によくなるような形で職員研修とか実施してきましたし、これからも職員研修等を実施する予定であります。岬町だけではなく、若手職員の退職自体は、近隣市町でも結構、早期退職に悩まされている状況でありまして、来年2月9日に研修を予定しているんですけれども、泉州地域の自治講究会で開催される管理職研修で、Z世代の育て方研修という名前の研修です。Z世代、若手が育ってきた時代背景を振り返りながら、若手の価値観を知ることで、どのように管理職がかかわっていくべきかを学ぶ研修です。このような研修を生かすことで、部下とのコミュニケーションのやり方や工夫を学んでもらって、さらに風通しのよい職場づくりに

つなげていきたいと考えております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

要望なのですが、やはり岬町は、高齢化率が非常に高いです。そういう中で、やはり一番相談に乗っていただきたいのは、保健師が一番の課題ですので、できましたら、一つは、免許を持っていれば別にほかへ転職はいくらでもできるという面もあるのかと思いますので、できる限り岬町に縁があつて就職されたのですから、できるだけ頑張つて、ここでまた継続して、仕事をしていただけるように要望いたします。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料10ページの人件費関係の中で、私からもお聞きしたいことがございます。

一つ目は、早期退職の問題で、若手職員の退職がどこの自治体でも課題だということが今語られました。先ほどご説明のあった、正規職員2名の方の退職時のどうか、年齢を参考にお聞きしたいと思います。

それから、退職補充のところの質疑で、保健師は1名来ていただけることになったということで、2月1日からの採用だということでしたが、その時期については、来てくださる方のご事情により、この2月1日という時期にならざるを得ないということなのか、お聞きしたいということが二点目です。

それから、③、④にかかわつて、組織強化という言葉が説明の中にあるんですね、人事異動等に係る調整。それから会計年度任用職員のこの二つの項目で、組織強化に係る人材確保などということで、これの中身をもう少し説明をいただきたいと思います。お願いします。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えします。

まず、正職員の早期退職者の年齢ですが、一人は事務職員で28歳、一人は保健師で27歳です。

それから保健師採用で2月1日からの採用ということなんですけれども、もともと12月1日採用で試験を行つて、実際、最終合格までいっている方なんです

けれども、現在ほかのところで勤務しておりまして、退職されるのはちょっといろいろ話をしてから、3カ月ぐらい余裕がほしいということで、時期をずらしております。採用に関しましては12月1日以降採用ということで、採用候補者名簿に載って、3月31日までに採用できるということになっておりますので、その辺は採用するとき、たまにある話でございます。

それから、組織強化に関しましての質問ですが、3番目の人事異動等に係る調整の部分の組織強化のほうですが、こちらのほうは政策情報顧問、今まで去年まで一人やったんですけれども、行革担当の政策情報顧問を1名追加しました。それから土木職に関しましては、再任用の土木職を1名採用しております。それから会計年度任用職員の組織強化に関しましては、ちょっと特会のほうになるんですけれども、会計年度任用職員のケアマネさんを1名採用しておりまして、介護予防の業務の強化ということで、会計年度任用職員1名を採用しております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 保健師の採用については、私が聞いたのは、もう少し早くから勤務していただけないのかと思ったのでお尋ねしました。来ていただける方のご事情によるところだと思いますので、致し方ないということは理解いたしました。

それから、組織強化の行革担当を追加した。その方の主立ったお仕事はどんなことをしていただく方ということになるのか、お聞きしたいというのと。

ちょっとさきほど土木職で再任用の方という話が、③のことなのか、③のことですね。ということは、ここの報酬とか給料とかは3人分というふうに捉えたらよいということでしょうか。もう少しご説明いただきたいと思います。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 まず、1名追加した政策情報顧問に関しましてお答えさせていただきます。

1名追加した政策情報顧問に関しましては、行財政改革担当ということで、業務内容につきましては、岬町地域循環型社会形成推進地域計画に基づいた、ごみ処理施設に関する長寿命化計画の策定に関する業務、それから行革本部におきましては、もともと財政課に勤務していた職員でありますので、現在、策定中の第4次集中改革プランにかかわってもらっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 行革担当として、もう一方、政策情報顧問という肩書の方を既に雇っているということなのだと思うのですが、その人の役割が主に二つということですか、今の説明からするとね。ごみ処理計画策定業務、それから、もともと財政にいた方で第4次集中改革プラン、こういう計画策定で力を発揮していただく方ということなんです。別にそのことに何の文句もないのですけれども、私は情報政策顧問という肩書が何かよく分からないというか、随分前から白井さんがね、ずっと務めておられる職なのだけれど、何というか、そういう肩書でないとお仕事してもらえないのか雇えないのか。何かその何かどう言ったらいいのか、仕分けがよく分からなくて、雇用の仕方のね、そこをもう少し素人の私にも分かるようにご説明いただけるとうれしいというのと、それから、組織強化ということで、土木職の再任用の方ということでしたが、この方はどういう任務を主立って、職務を担っていただいているのでしょうか。参考までに教えてください。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えします。

政策情報顧問なんですけれども、もともとは正職員として役場で勤めていただいて、5年間の再任用の期間を終えた方なんですけれども、実際もともと財政に長くいるときに行革や予算関係とか、全庁にまたがっているような財政的な業務を行っていた職員です。ちょっと言い方があれなんですけれども、例えば、職員を終わって再任用、それから再任用を終えられて、会計年度任用職員さんになっている職員さんも何人かいらっしゃるんですけれども、今、新しい政策情報顧問が携わってもらっているいろんな問題に関しましては、会計年度では職責が少し、会計年度任用職員として、その職責を負わせるのはちょっと無理かなというところもあります。それから、逆に任期付職員にしてみると、何て言いますか、全庁にわたっているような施策を検討したりする業務にはそぐわない。政策情報顧問であれば、全庁的ないろんな施策に関しましても提言もできるし意見も言えるしということで、そういうことを考慮しまして、政策情報顧問として新たに雇用したという経過でございます。

それから、土木職の再任用職員の雇用、組織強化なんですけれども、昨年度末、土木職の職員、係長なんですけれども早期退職をしました。それで、その分の土木職の退職補充は年度途中ではできているんですけれども、係長が抜けた穴は大

きいので、人材を探していて、一旦職員をやめられて再任用にはならなかった土木職員がおり、話をして土木下水道課の業務が大変になっているので、何とか再任用職員として戻ってきてくれないかということでお話させていただいて、この4月から雇用しているような状況でございます。業務内容につきましては、もともと土木職にずっと長くおられた方なので、あらゆることに精通しておりますので、今も職員の助けとなって週4日で頑張っております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 土木職については、あの人かなという顔が浮かびました。合っているかどうか分らないですが。政策情報顧問はいまだに誰か顔が浮かんでこない。いいんです、それはね。それぞれのところで力を発揮していただきたいし、政策情報顧問という雇い方での雇用の必要性についても、詳しくご説明いただいてよく理解ができました。全体として本当にやはり公務の現場でも人手不足、それから若年層の離職というのが目の前の課題になっていて、人事としても大変ご苦労なさっているということは、説明を聞いて大変よく分かりました。今後、住民サービスの低下を招かないように、さまざまな分野で改革を進めていっていただきたいと思い、この人事にかかわることについては質問を終えます。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の8ページの一番下の、消防団員の退職報償金に関わってお尋ねします。

消防団員の条例定数は120人ということに定められていますが、1名退職ということで、それで何人になるのかということが一点目と、それから、この退職の報償金について、私は余り詳しく存じ上げておりませんでした。それで、今回、改めて条例でどのように定められているのかというのを確認をさせていただいたんですね、金額からすると42万7,000円の支給ということになりますので、この人物は一定の勤務年数を経た方なのかかなと思っています。そういった方が抜けられることになると、全体の運営に支障がないのかということをお聞きして、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思っています。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 まず、消防団員全体の人数につきましてですが、本年

12月1日付です、合計で97名となっております。

もう一点、今回、退職された方の補充等についてもですね、随時考えておりました、直近では各イベント等にですね、消防団員の方に参加いただきまして、その場所で消防団員の募集ということのブースのほうも立ち上げております。そのように対応しておりますが、実際、参加していただける方等につきましては限定的になります。ちなみに令和5年度につきましては、入団者が5名いらっしゃいました。ということを追加で報告させていただきます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 消防団員の募集については、ずっとというかご苦労されているところだと思っておりますので、担当課は大変だと思いますけれども、今年度については5名の入団があったということで、努力が実ってきているという面もあると思っておりますので、引き続き条例定数の達成目指してご尽力いただきたいと思います。

それで、この退職報償金のことでもう少しお聞きするのですが、条例では5年刻みで退職の報償金の金額が決まっているんですね。これは何というか、一定の上位法というべきでないか分かりませんが、何らかの岬町が決めるときに参考にするものが何かあり、それと同じように決めていっているというものなのかと見ているのですが、私はその仕組みがよく分かりませんので、何か参酌するべき基準があるのだったら教えていただきたいということが一点と、それから、これは参考にするものがあっても、岬町の条例で定めるものでありますので、改善等については随時行えるものかと思っております。それで、この決まりで言うと、5年以上10年未満という範囲でいうと、階級に応じて金額が決まっています。それから、10年以上15年未満、これについても階級に応じて金額が決まっています。ということからすると、例えば、14年勤務したという実績がある方も、12年勤務したという実績がある方でも同じであったりするわけですね。これは同様に7年と9年の勤務年数でも同様なんですね。私は、実態に応じて長く勤務していただいた方には、それ相応の報償金、退職時の報償金が受け取れてしかるべきではないのかと思うのですが、この点についていかがお考えかということと、それから、私は自分の目の前に一覧表を出して、別表を見ながら質問しているもので、細かいことになるのですが、ちょっと不思議な

のが、15年以上20年未満の方、15年以上の勤務の実績がある方については、一定金額掛ける年数というふうに、勤務年数に応じて増えていくということになっているんですね。それで、その一定金額、基準の金額掛ける年数というふうになっている、その基準の金額が15年以上20年未満よりも、20年以上25年未満のほうが低かったりする階級が結構多いのです。それはどうしてなのかなと思っていて、何か長ければ長いほど、やめたときにたくさんもらえるというのが普通かなと私は思っていたのですけれど、これは何か理由があるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 幾つかご質問いただいておりますので、順に回答させていただきます。

まず、参考にした規定があるかということにつきましては、今回、直接どれについてということでお示しのほうをご用意しておりませんでした。後にまた回答させていただきます。

町条例の改善につきましても、基本がございましたらそれに合わせて改定のほうは考えられますので、今後も見直したいと思っております。

先ほどの計算のやり方につきましては、実際この年数について、もとになる年数と月数ですね、在職した月数のほうを加算しておりますので、おっしゃいますように、同じ勤務年数の枠内であれば、やはり長い方のほうが増額することになっております。ちなみに、今回、退職された方につきましては20年10カ月在職されておりますので、20年以上25年未満の方につきましては、階級のが団員の方です。こちらにつきましては年間2万500円、2万500円掛ける20年プラス10カ月分、そして10カ月分のほう加算された金額で計上しております。

恐れ入ります、こちらのほう、もう一点、単価ですね、15年以上20年未満の方から、20年以上25年未満の方の単価のほうの、計算の単価につきまして調べさせていただきます。

申し訳ございませんが、後に回答させていただきます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 細かいことを聞いてお答えをいただいて、あとで資料もあるようであればいただきたいと思いますが、私も率直に言って、この別表をまじまじと見たの

は今回が初めてなんですね。それで、やはり地域で災害が起こった際に、それこそ身を挺してね、ご活躍いただく消防団員の皆さんに、その努力にそぐう処遇とございますか、そういうものを用意するというのは当然のことだと思いますので、この機会にぜひ勤務実績に応じた退職時の報酬等をですね、見直していただく必要があるのではないかと思いますので、ご検討をいただきたいと思います。

それから、引き続き9ページの、消防多奈川分団のポンプ車の発電用部品の不具合の件ですが、これはどうやって発見されたのかなという素朴な疑問で、指導訓練とか、何かそういうことをしたときに見つかったのか。現場で何か作業をしているときに発見されたのか。そのあたりについてお聞きしたいと。というのが、要は、現地に行って不具合がそこで発生してはいけないので、定期的な点検とか訓練でされているのではないかと思いますので、そのあたりについてご説明をいただければと思います。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、多奈川分団のポンプ車でございます。こちらを月に一度の保守点検を行いました。実際に実施いたしましたのは、令和5年9月に実施しております。この保守点検時におきましてバッテリーが上がっていたと、バッテリーが上がっていてエンジンがかからないという事案が発生しております。その旨を業者のほうに調査依頼しましたところ、発電機、オルタネーターという部品なんですけれども、発電部品が故障しておりまして、そちらからのバッテリーへ充電ができない状態であるということが判明しました。

よって、今後もこの当該ポンプ車について継続利用するためには、その部品の取り替えが必要であるということが判明いたしましたので、今回、予算のほうを要求いたしました次第でございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 詳しく教えていただいております。

定期的に点検をしながら、万が一に備えておられるということもよく分かりました。

公民館・図書館等整備事業に関わってお尋ねを、最後にしたいのですが、先ほど説明のとおり、この1, 377万2, 000円という債務負担行為の追加補正

については、来年度1年間をかけて基本計画を策定する支援業務に必要だということですね。それで今年度は基本構想の策定が行われました。そのときは715万円の支援業務委託料だったかと、これは少し私の点検が十分でないかも分からないので。そうかなと思っているのですけれども、そのほぼ倍というふうになっているように感じたのですが、私も全部の会議録を見るわけにいかないで、間違っているかもしれないのですが、もし基本構想の委託料よりも基本計画の委託料のほうが高いとしたら、それだけ基本計画のほうがボリュームとしては大きくなる、詳細にわたってもね。いろいろ文書も恐らく相当長くなるものだと思いますので、そういう事情によるものと考えたらいいのか、教えていただきたいと思っています。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 先ほどのご質問にお答えをしますけれども、基本構想は住民の方のアンケートであるとか、施設利用者のアンケートをいただいた中で、全体の方向性を決める業務の委託料でございました。今回につきましては、施設規模あるいは立地条件、立地場所を含めて決定をしていくという中の計画でございまして、いろんな業務量が、構想の業務量よりも増えるという認識でお考えいただければというふうに思います。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 先ほど中原議員の質問を聞いていて、私も少し教えていただきたいことが増えたので教えていただきたいです。

多分、先ほどの消防団員の退職金のことですけれども、先ほどの答弁だと、その後、調べて回答いただけるということで、こちらについても調べて回答いただくことになるかと思うのですけれども、今少し調べた感じだと、総務省の消防庁の消防団というところのホームページ上に、今、退職金の金額が書かれていて、そこでは確かに5年刻みで金額が固定されていて、30年以上でも固定金額になっていて、けれども、ほかの市町はこの消防団の、消防庁の金額と同じ金額を指定しているのかなというところを考えると、どちらかというところ、かなり、そうそう手厚い感じになっているのかなと思っています、その辺はすごく、頑張っている消防団の方にとって、いい形の条例になっているかと思うのですけれども、こうい

った多くのところが、この消防庁の規定にしているけれども、こういった形でもっと手厚い形で改善されたという、それがいつぐらいからというところと、どういった経緯でそういった改善を図られたかと、それが分かればでいいので教えていただければと思うので、これは後ほど中原議員の回答と一緒に構わないので、また、これも教えてください。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまご質問がございました件につきましては、おっしゃいましたように、後ほど併せて回答させていただきたいと思います。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 私、賛成なんですよ。

早川委員長 反対の方おられませんか。(「なし」の声あり)

中原委員。

中原委員 一応言っておかないといけないと思って、討論に加えていただくのですが、森林環境税のことで、先ほど復興増税の1,000円がなくなるので、それが森林環境税として、同じ1,000円を引き続き住民の皆さんからいただくというご説明がありました。過去の本会議場で、私は、森林環境税として本来なくなったはずの復興税を、名前を変えて、また、引き続き1,000円それぞれにご負担いただくということについては、反対だということを申し上げておりましたので、ただ、今回この委員会に付託されている全体の予算としては、プラスとマイナスと見比べたときにプラスの要素のほうが大きいと、必要性、妥当性が高いと思われるものが大半を占めているということから、全体としては本委員会に付託された予算については、賛同するという立場を申し上げておきたいと思います。

早川委員長 ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第55号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第59号「令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

森副理事。

森総務部副理事 資料の11ページをご覧ください。

令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明をさせていただきます。

4繰入金、1基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金としまして151万6,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、繰出金に充当するための財源調整です。

続きまして、歳出です。

2諸出金、2繰出金、繰出金費としまして151万6,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、事業委員会の付託案件であります、町道西畑線道路付け替え工事への一般会計繰出金となっております。

当該工事の概要をご説明します。

工事箇所は、多奈川池谷地区町道西畑線の旧道と新道分岐付近の旧道のり面です。今年9月に直径1メートルほどの大きな落石があり、幸いこの落石は落石防護柵の中に落ち、道路に被害はありませんでした。しかし、のり面には落ちそうな転石も多くあり、安全に通行できないことから、旧道の道路を付け替えるものです。また、令和5年11月には、旧道を超えて新道に到達する小規模な落石が発生していることから、新道路の路肩付近に大型土のうを設置し、落石の被害を防ぎ通行の安全を図るものです。

財産区特別会計から一般会計の繰り出しについては、財産区管理会のご承認をいただいた上でやっているものです。今回の補正予算につきましても、町道を利用する地域住民の安全を確保するためには必要不可欠であるとの観点から、町道西畑線道路付け替え工事に対して、繰り出しを行うことについて、多奈川地区財産区管理会のご承認をいただいております。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに計151万6,000円の増額補正をするものです。

早川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 分かればいいので教えてもらいたいのですけれども、事業委員会で聞くようなことを聞きますよ。

事業委員会を傍聴させていただいて、細かく委員の皆さんがお尋ねになっておりましたので、全体の状況については私なりに理解をしているところです。

それで、改めて思ったのは、現地はコンクリートの擁壁が足元にあり、その上に落石防護柵、フェンスですね、それが設けられていると。それはある一定地域に限られているわけですね。その落石防護柵の範囲を超えた部分、向かって右や左という、そのあたりについては、特に落石の危険性や兆候についてはないと考えていいのか、念のため確認させてください。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 中原委員のご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの工事について、担当課のほうからはですね、その区域から外れたところについては、落石の危険性はないというふうにお聞きをしております。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第59号「令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第59号は本委員会において可決されました。

議案第60号「岬町立アップル館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件については、本議会で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

早川委員長 それでは、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私も、また、一点だけお聞きしたい点がございます。

2ページ目の選定審査の結果の部分についてなのですが、こちらはきちんと平均点が基準点を超えて、それで選定されているというところ、こちらは特に問題ないとは思うのですが、一点だけ、この表の三段目、アップル館の適切な維持及び管理が図れるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることと、これが採点90点に対して、選定委員の表が合計点24点というので、ここだけ点数が、ほかの項目に比べて低いというのが目についているのですが、この理由というところは何なのかというのを、ご説明をいただきたいです。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 この質問はですね、3年前に恐らく中原議員からもご指摘いただいたことだというふうに思っております。

ご指摘をいただいたあと、教育委員会としては、このアップル館の指定管理の仕組みにつきまして議論してまいりました。結論的で言いますと、この指定管理の制度というのは、選定の評価の中に、管理に係る経費の縮減というところの項目があります。その中で、今回は公募も含めて指定管理料を若干上げているということもございまして、1団体だけではなくて、ほかの団体の方まで来られるよ

うにということで、環境を変えてボランティア性も含めて、公募をしてきたわけ
でございます。いずれにしましても、この指定管理料につきましては若干上がっ
ていますが、教育委員会が提案した指定管理料どおりの金額でございまし
たので、これが例えば10%あるいは5%マイナスのところについては、ポイン
トが上がっていくという話なんですけど、これが指定管理料そのままというこ
とであれば、いわゆる0点ということの評価をしております。今後ですね、この評
価の仕方も含めて、この指定管理のあり方ということも、検討していかなあか
んのかなと思っていますけど、今回につきましては、指定管理料も上げているとい
うこともございまして、一つの多くの団体に、言うたらたくさん審議していただ
くということの目的で、この指定管理料をやった上で、やっぱり縮減という項目
が外されなかったかということでございます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 指定管理というところの仕組み的に、どうしても縮減という評価的にという
ところのご説明だと思うので、全然、この岬町、子どもの本連絡会ですね、子ども
さんのところを今までもしっかりやっていたので、全然問題ないかな
とは思っています。今後、公民館、図書館等の複合施設の建設に当たっても、そ
の運用をどうするかというところで、恐らく指定管理をどう活用するかとかとい
うところが、今後も、役所の中でも必要な部分が出てくると思っていますので、
また、それも含めて、また、検討のほういろいろしていただければと思います
ので、よろしくお願いします。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 議案第60号、アップル館の指定管理者の指定について質問させていただきます。

この岬町子どもの本連絡会の方々には、各課からも十分なお仕事をしていただ
いて、安心して任せられるところかと思っております。先ほどもお金の話が出て
おりましたが、かなり、いろんなことを自前でやってきていただいているという
のも見受けられるところなので、適当なお金かなと思っております。

そこで、一つ気になるのは、アップル館自体が老朽化による結構な維持管理費
が必要なのではないかと思っております、細かな小さい傷み方でしたら、この指

定管理者がやってくれているのかな。そして大規模になったら施設管理のほうの役所であるのかと思っているのですが、そういう考え方でいいのかと思うのと、小さいのと大きいものの境目というのは、どの辺にあるのかと心配していますので、教えていただければと思います。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 これの契約に当たっては、事前にリスク管理表で、指定管理業者がリスクとして受け持つこと。それで町としても受け持つことということで、教育委員会も予算化をしております。ちなみに、昨年、一昨年の実例としては、2階から1階におりる階段が危ないということで、私どもの修繕ということでさせていただきました。あと、大きな意味で、台風のときに雨漏りがあったということも含めまして、そういうところにつきましては、業者のほうで対応させていただいています。その都度、協議をして、必要なものについては我々のほうが予算化をしていくということで、あとは軽微な補修でありますとかパソコンの関係でありますとか、その辺、指定管理者が担えるところについては担っていただくということを協議した中で、リスク管理表を定めていますので、それに基づいて行っています。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 答弁をお聞きしまして、安心しております。やはり、先ほども言いましたが、少し古くなってきておりますので、かなりの負担が、指定管理者のほうに負担が及ぶのかなというようにも思いますので、しっかり協議をいただいて、また、予算が必要なら予算化して、また、議会のほうに挙げていただければと思います。これは要望です。

早川委員長 ほかに、質疑はありませんか。

中原委員。

中原委員 私からも、選定結果について、お配りいただいている資料の中から何点かお聞きしたいと思います。

評価の方針と評価項目で示されておりますけれども、一つ一つの評価項目当たりの配点であるとか、項目について記載されているので、何となくイメージはわかるのですが、詳しい審査の基準がよく分からない点がありますのでお尋ねします。上から二つ目の、子ども、高齢者、障害者等に対する利用援助の方針、手法と

いうところがあるのですけれども、これは技術的なことをあくまで評価するということのように思うのですが、アップル館そのものは、例えばスロープとかそういうものはありましたか。何か行くことはあるのによく覚えていなくて、まず、出入口が階段になっていますよね、それから入ってから玄関も一段、そこはそんなに高くはないといえありますよね。そのあたりで何か施設面で、例えばお体に故障がある方などが利用しにくい、赤ちゃんを連れて来た人が利用しにくいとか、そういうことが何かここには関係あるのかとか思いながら読ませていただいたのですが、その点はいかがでしょうか。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 まず、一つ、手すりの関係につきましては、私の記憶の中でも設置しておりません。ただ、先ほどもお話しましたように、いわゆる修繕の中で、例えば2階から1階におりてくるときに、いわゆる滑りやすいとか危ないとかということについては、指定管理者のほうからご報告をいただいて、その改善は我々と双方でお話し合いをしながらやっているということです。当然、指定管理者のほうから、そういう要望があればですね、先ほどのリスク管理ではありませんが、協議をしながら必要な対応はしていくということで、この中でも手法等も含めてそうですが、指定管理者の中でご努力いただくことについては、事業計画書の中で表記されているものというふうに理解しています。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ということは、この評価項目として判断されるものとしては、備えている施設は関係ないと考えたらいいのでしょうか。要は、施設に外の階段にスロープがないこととか、2階の階段に、エレベーターを付けてくださいというわけにはいかないのですけれども、一段上がるところに、例えば上がりやすい部分を少し設けておくとか、それはできるのではないかとか思うのだけれど、そういうハード面について、選定の基準にされているということではないということでしょうか。要は、ここは、配点が90点で6名の評価合計点は71点なのです。決して低いわけではないのですけれども、そういう施設のハードにかかわる部分で、評価が加えられるということがあるのかという疑問が起こったので、お尋ねしているところです。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 プロポーザルの中でもその辺のお話があったかなというふうには思ってますけれども、指定管理者の方ができる範囲の中で、そういう安全面についてはご報告いただいていることを評価いただいていると思っていただいて、それ以外のことは、危険箇所も含めて速やかにご連絡をいただくということも含めて、話し合いの中では進めておりますので、ご理解いただければと思っています。

早川委員長 中原委員。

中原委員 安全な利用の配慮等については、指定管理候補者から努力しているという説明があったということで、評価をいただいたということだと理解したいと思います。この施設にスロープが必要なかどうかということについては、判断は難しいところかと思えますけれども、やはり、どんな方にもご利用いただける施設、設備を、公共施設としては備えておく必要があるということはそうだと思いますので、スロープがない出入口はこのままでいいのかと、また、改善は必要なのかなと感じたところです。

それから、先ほど谷地委員のお尋ねの指定管理料の縮減の問題ですね、これは、先ほどのご答弁の中で、検討をする必要があるというようにお答えになったので、そのときにぜひご検討いただきたいと、要望しておきたいと思うのですが、指定管理のこの制度自体は、随分前からいろんな分野にわたって、行政の中でも導入されてきたものです。私は、導入当時から指定管理制度そのものには、反対だということを繰り返し申し上げてきましたが、行政としては背に腹は代えられないということもおありだと思います。ただ、もう一方で、安定した行政運営、サービスの提供を考えたときに、指定管理者に安い金額で、本来行政が直接行うべきサービスを担っていただくということの破綻も、もう一方で考えていけないといけないと私は思っていますので、もちろん出所は税金ですから、無駄遣いしないと、これは当然なんです。ただ安くサービスを行っていただく。縮減をすれば、具体的に言うと、今回は基準額が146万2,000円。

この金額で1年間、運営していただくというのは、非常に団体の努力抜きにはできない。そしてスタッフの配置等も行っておられますけれども、恐らくですけど、最低賃金を下回るような有償ボランティアというような形の、働き方しかできないと思うのです。なおかつ、この安い金額で運営しようと思ったら、週に

何日かというような、限定的な開館しかできないわけですね。ですので、そういうことを考えたときに、やはり住民の皆さん、とりわけ小さな子どもたちやその子どもをもつ親の利用が多い施設ですので、子育て支援ということを考えたときも、この基準の中にね、指定管理料を安く言ってきたら特典が入るといって、その考え方は、私はそろそろ見直すべきなのではないかと思えます。それで、確かに指定管理料は、前回3年前から5万円引き上げられていますので、それは妥当だというふうに私は思いますが、5万円に引き上げたからそれでよしとするのかと。もちろん担当課も、それでよしとは思っておられないとは思いますが、やはり本来、行政が直営で行うべきサービスであるべきものを、指定管理者の方に安い金額で担っていただくということについて、改めて見直す必要があるのではないかというふうに思えます。平たく言うと、引き上げるべきだということですが、そのことを、この場でお伝えしておきたいと思えます。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 中原議員のお話につきましては、真摯に受けとめたいと思えますが、このアップル館が平成21年から指定管理をスタートいたしまして、もう今回で6回目になります。当初はですね、子どもの本連絡会と、もう一つ別の団体で競合して、子どもの本連絡会がアップル館の指定管理になったということです。そもそもの、子どもの本連絡会は、もともと個人宅で図書の普及ということもあって、その前は、名前は変わっていますが、淡輪の公民館の中で、いわゆる移動図書ということで、子どもの本を普及させるというボランティアの組織ということでやってまいりました。淡輪公民館のクラブ協議会から独立して、個人宅の家でやっていたんですけど、団体としても活動拠点が欲しいということで、それを受けた入った中で指定管理の部分として、一番最後は競合しましたが、言うたら、拠点もいただきたい、ボランティアとしてというところの部分を評価させていただいて、第1回目は子どもの本連絡協議会になって、今、先ほどいいましたように5回やっていますけれども、応募者が1者しかないということですが、いずれにしてもボランティア活動を前提にするということもあって、この間、指定管理料は一応抑えられていました。上げる理由としては、例えば消費税が上がっていくとか、そういうことも含めて、過去に上げていった経緯がありまして、全然、指定管理料はそのままやということではないです。今回も5万円

上げた経緯については、過去のですね、子どもの本連絡協議会の決算状況を見させていただいて、とりあえず今回は、民間から収入もいただいている中ですが、かなり経営が厳しい部分については、今回は指定管理料の増額をもって補うということでもございましたので、この辺、運営の状況も含めて、これから勘案していく話と思いますが、最初のスタートラインはここから始まったということだけは、ご理解いただければというふうに思います。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第60号は本委員会において可決されました。

議案第62号「岬町教育委員会の委員の数を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 それでは、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 本件については、本会議にて説明いただきまして、その中で、今回5人から6人に人数を増やすという、その理由として保護者の立場から意見を聞く。こうい

った説明をいただいたかと思います。そう考えたときに、今回の1名増やされる方というのは、これは保護者を限定して採用する、選定するという認識でよろしいのでしょうか。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 谷地議員の質問にお答えをいたしますけれども、二日目のところでおっしゃっていただきましたけど、今のところについては、小学校、中学校の保護者の方の意見をいただくということで、円滑な教育行政のというところの部分がございまして、そういうことで理解をいただければというふうに思っています。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 小学校、中学校の保護者の方の意見をいただく。いいなと思うのですけれども、そう考えたときに、保護者の方に参加してもらうための選定の方法というのは、今どういった方法を考えられていますでしょうか。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 この選定の方法につきましては、教育長をはじめ町長ともこれから協議して進めていく話でございます。

内容につきましては、今、精査中ではございまして、また、明らかになりましたら、公表していきたいなというふうに思っています。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 選定方法は、これから協議して考えていくということですので、これまでの方とはまた違う保護者の方に参加していただくということで、これまでの選定方法とはまた違う方法になるのかなと思いつつながら、きちんと目的に即した方に参画していただくというところは考えて、選定方法についても引き続き考えていただいて、決まり次第、報告をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 これは定例教育委員会のメンバーなのですか。何人かの議員と定例教育委員会に出させていただいていますけれども、内容を聞いていますと、やはり1名増やすだけではなく人数を倍ぐらいに増やして、現役の保護者の方ももっと入っていただくのがいいのではないかなと。全く議論が情報伝達会議になっているような

感じで、どうなのでしょうねと思いますが。1名とした理由がよく分からないですね。任命されるのもいいと思うのですけれども、学校関係者とかから選んでいただいて、入ってもらうというのも一つではないかと思います。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 これまでの教育委員は5名ということで、過去に保護者でなった方も含めて任命をいただいております。この間、年月がたちまして保護者でなくなったということ、ここ何年間か続いています。特に昨今子どもに関する諸問題、あるいは教育の関係の諸問題が目まぐるしく変わっています。教育委員会といたしましては、できるだけ、保護者の生の声を教育委員会の中で、情報伝達をしていただいて、教育行政の活性化をしていくためには、どうしても保護者の方々に任命していただく必要があるということです。増員の話ですけれども、ただ、いきなり10名とか20名というのは、それはもう非常に財政的なこともあるし、制度的なこともございますので、まずは1名を追加させていただいて、選定方法も含めて任期も含めてですけれども4年間ございますから、この任期中に子どもさんが不在になるということのないような形で、我々も選定方法については考えていかなあかんというふうに思っていますので、今言われるように、私どもの定例教育委員会の中でご意見いただく方の中に、やはり保護者としてのご意見をいただくということが前提で、今回提案させていただいた理由です。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 生の声を聞いていただくというのは、非常にいいと思うのですけれども、任期が4年ということでは、現状の方はなかなか今かわらないんですね。だから今、任命で入っている方プラスアルファというのは、かなり人数が必要ではないかなと思えるのです。今の方は常任役員として、あとの方は通常役員としてもいいんですけれどね。私も17年ぐらい前にPTAの会長をさせてもらいましたけれども小学校で。そういうときに見た、よく意見をおっしゃって妥当な方が、どこを見ても今委員会に入ってきておられないような状況ですので、こういう委員の増員の審議をする場合に1名だけ、現状プラス1だけではなしに、目まぐるしく変わる状況を十分把握するのであったら、現役の活動者から推薦で何人か入っていただくのがいいのではないかと思います。

早川委員長 田代町長。

田代町長 今、教育の担当の補佐が説明あったんで、何で1名なのかという多分疑問をもたれても仕方ないのかなと。今まではですね、教育長が委員と教育長を兼務したような状況の中の委員構成であったかなと思っています。それで、その後、教育長は委員から外れるということになって、1名欠員ができていたということを、まずご理解をしていただきたい。その補充として教育委員の中にはですね、保護者を1名入れることが義務づけられていますので、現在、保護者の委員さんがないので、いわば補充に加えるときには保護者の方に委員になっていただきたいということで、今回提案したいと。あえて増やすためにやったんじゃなくて、欠員でそのままきてたものをですね、今回、補充という形で理解をしていただきたい。それと何名か増やしたらどうかというご意見もありますけれども、他の委員さんとのいろんなかかわり、バランスもありますのでね、教育委員会だけ突出して委員さんを増やすというのもいかなものかなと、このように思います。できるだけ教育環境の充実ができたなら、委員のおっしゃるようにですね、いろんな幅広く意見を聞くためには、委員の数も増やすのがいいのかなと思いますけれども、やはり、今の状況でいけば6名は妥当な線かなと、このように思っております。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 私も以前、議員をしているときも、そういう月例会、教育委員会があるということを知りませんでした。今回もたまたま聞いてそういうものが出てきました、見に行かせていただいております。しかし、議論の内容がどうかという面もあります。だから、そういう公開できるようなものは、一般にも広く公開して見に来てもらって、委員会がさらに活性化することを期待いたします。また、今後も、もう少し増員、ボランティアでもいいのではないかと思うのですが、客員と呼ぶとかですね、そういうことも考えて、意見聴取という意味も兼ねて増員なりの面も考えていただきたいと思います。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 教育委員会の組織の中で、教育委員と社会教育委員というのがございます。社会教育委員というのは、選出の基準は特に定めておりませんが、ほぼほぼが岬町のPTAの関係のOBの方です。そこの中でも情報的にはですね、例えばOB会から保護者のお話を聞きながらということで、一定その中でもお話があれば、社会教育委員会の中で議論をしている中で、吸い上げてい

るということをご理解いただければと思っていますので、この1名によって効果があるという、町長言われましたけれども、当然、保護者が必要やということですが、その受け入れの部分につきましては、社会教育委員会の中でも要望があれば、その中で議論しているということをご理解いただければと思っています。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 社会教育委員会の中にも傍聴人を呼びかけて来ていただくとか、そういう努力をしていただきたいと思います。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回のご提案の理由については理解をしているのですが、少し謎といいですか、よく分からない疑問がありますのは、2013年に9月議会で、今、委員は5人ですね、その5人のうちのお二人、お一人を任命されたのが2013年の9月議会のときだったのです。そのときの説明は、今おっしゃったように、小・中学校の子どもたちの保護者が必要だと、おっしゃるように義務です。適用業法と略して言うけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という。その第4条の5項に、しなければならないと、保護者が含まれるようにしなければならないと書いているので、それはもうできるだけ早い時期に改善する必要はあると思います。ですが、そのことを理由にして2013年に提案をされました。その方が月日を経てですね、もう10年間経っていますから、いわゆる保護者という扱いはない、幼稚園、小学校、中学校の子どもをもつ保護者というような、人を入れないといけないみたいな考え方をしているようなのですが、それは自然なことですよ、年を重ねる中で子どもも大きくなってきますから。だけど、その途中の段階で委員の交代ということは考えなかったのかという素朴な疑問です。もちろん、今、委員として5人の皆さんが、職責を果たしておられると私は思っているのです。ですが、その当時の提案からすると、保護者の人を一人入ってもらう必要があるので、保護者の方に入ってもらう必要があるので提案しますという理由なんです。ということは、その方を含めて保護者という立場の人がいなくなった時点で、また、新たに保護者という立場の人と交代をする。増やすのではなく交代をする。これは考えなかったのかという疑問が生じてまいりまして、そのご説明をいただきたいと思います。

早川委員長 教育長。

古橋教育長 中原議員のご質問にお答えします。

2013年ですか、その当時、私おりませんでしたけれども、保護者はここで追加をされて、その方が実は保護者ではなくなっている。それで交代を考えなかったのかということなんですが、議員も先ほどおっしゃられましたように、今5人の委員さん、それぞれに職責を果たしていただいていると考えております。

教育委員会につきましては、いわゆるレーマンコントロールと言われていて、一般の人の目線から意見を政策に反映させる目的で、こんな言い方していいんか分かりませんが、教育畑と言われていた人だけではなくて、民間いわゆる一般の方からもご意見をいただくようにという、いわゆる、より住民目線に近い形の委員会を構成をしていくということでございます。先ほどご指摘の委員の交代につきましては、その方、保護者ではなくなりましたが、一人の住民として、教育というのは子どもを取り巻く環境というのは、その方が保護者であった時代と今の時代と、また大きく変わってきているということもございますので、その辺の対比というわけではないんですが、変わってくる状況に的確に住民さんの意見を反映していくには、やはり今の職責を果たしていただきながら、新たな保護者の方を任命をしていきたいと考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ご説明は分かりました。その考え方に基きますと、今後ずっと保護者という立場でなくなった委員さんが発生すれば、また一人、さらに一人というふうに増やしていく必要も出てくるのかなと、ただ、そのときになれば今の委員さんの中で、例えばお体に故障が出たり、そういう方も出てきて人数は今回6人に一人増やすという提案で、6人の中にうまいことおさまるような感じになるのか、今後の長期にわたる設計としては、どんなふうにお考えかお聞かせください。

早川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 先ほど議員ご紹介のありました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では、第4条ですか、条項は忘れましたが、教育委員は教育長及び4人の委員で構成をする。この議案にも書かせていただいていますけど、ただし書きがございまして、町村の場合は二人以上で構成することができるということで、二人以上、いわゆる天はないんですけれど、基本4名かなと法律の解釈をしており

ます。ただ、増やすことができるということで、より多くの住民さんの意見等を吸い上げるということで5名、そして、今回6名にしようということであろうと思います。

議員ご指摘の保護者でなくなるたびに一人ずつ増えるのかということでございますが、一定やはり6人程度が妥当ではないのかな、法律の趣旨からもいっても6人程度が妥当ではないのかなというふうに思っております。年齢構成等も考えていく必要もありますので、今の年齢構成、平均年齢大体64歳ちょっと超えるぐらいになっていますけど、それらの年齢構成も含めて6人ぐらいの中で、委員の交代も考えていく必要があるというふうに考えます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 私は、一人増やすことそのものに反対という立場ではないのです。ただ、理由を考えたときに、今後どうしていくのだろうかという素朴な疑問をもったということで、いろいろお聞かせいただいたんですね。考え方については分かりました。より幅広く、かつ、子育て中の保護者の人の声もきちんと聞いていく必要があると。法律にそぐう形での運用ということにはなりますので、今後、保護者の声もしっかり聞きながら、教育行政の発展に努めていただきたいと要望を申し上げておきたいと思います。年間10万円にならない金額ですね、増えてもね、12万4,200円、それぞれの何か審議会の委員さんより高いですね。お金のことはやめておきましょう。ぜひ、どなたになるか、また、ご提案があると思いますが、力を発揮していただけるように、ぜひ組織全体も、そういうふうにしていただけたらと思います。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 今の中原委員の質問のやり取りを聞いていて、少し気になったので確認させていただきたいのですが、実際、教育委員会の委員として、保護者を入れるというのを義務づけられているというお話の点において、今回その委員の方が保護者という位置づけから、やはりお子さんがね、大きくなってということで、そこから外れてしまったというところですが、実際それが保護者という位置でなくなったというのは、それはいつになるんですかね、実際に。というのも、実は就学してという話になった場合には、大抵4月の時点でそれは分かっていた

部分だと思えるのですけれども、今回この条例改正が提案された、このタイミングになっているので、実際は本来だったら4月ぐらいにね、保護者というところから外れるところは分かっているんで、もっと前に提案があってもよかったのかなと、実際これはいつぐらいに、そういった保護者という位置から今の委員さんが外れたという状況になっているんですかね。

早川委員長 教育長。

古橋教育長 いつかという話もあるんですけどいろいろ。保護者、今、私どもが目途にしているのは、目指しているのは、小学校、中学校の保護者があればいいなという話なんですけど、法律上の保護者といいますと、0歳から18歳になります。今回というか、法律の改正で18歳に下がっちゃいましたので、その関係もあって大きな保護者という枠からは外れるということになります。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 となると、それは今の委員さんは、その保護者、0歳から18歳のお子さんをもっているという立場ではなくなったというのは、今年度からということですかね。

早川委員長 教育長。

古橋教育長 そうですね、18歳に下がったものですから。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 今年度そのお子さんが18歳になられてからということですね。分かりました。

早川委員長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第62号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 予算的には所管だと思うんです。

先ほどから出ています森林環境譲与税とかの件なのですけれども、大阪府の森林環境税というのもございまして、11月2日に農と緑のほうで開設がございました。大阪府の府税を使っては、小島方面の改修工事とかもしていると、ただ、府からは、都市緑化の猛暑対策で令和2年から令和5年、あと木質環境とかで令和2年から、また、来年度も継続されるかと思うのですが出ておりますが、泉大津市ほかでそういう都市環境猛暑対策で、これは1事業1、500万円まで満額補助金が出るということだったのですが、岬町は1件も申請していないようなんです。申請漏れなのか、こういう予算があるよとか、これは府のほうの話、府からの補助金ですけれども、そういうのがあるという連絡は、府からはどういうルートできて、どういうふうに各管理課で。

早川委員長 谷崎委員、ちょっと所管外、事業委員会の中身なので。もしも答えられるようでしたらですけど、中身ですよ。

谷崎委員 そうですね、府税のほうへの事業申請漏れなのか。事業情報がなかったのが少し気になったというところですね。そういう情報が、到達できていないのかと。

早川委員長 田代町長。

田代町長 私のほうから、ちょっと概略を説明させていただきます。

今おっしゃったことは、大阪府からそういった要請は各町村にきております。例えば、バス停の日よけとかですね、また、公園の日よけとか、そういったものを希望する自治体については申請してくれということは、もう担当のほうにも伝えておりますので、担当としては、オークワの前の日よけも考えておったんですけれども、道幅が狭いということで警察の許可がおりないということで、ほかの場所でいろいろ木材を使ってですね、そういったことはできないかということに

については、原課のほうで指示をしていますので、検討はしていると思います。知らないということはありません。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ありがとうございます。よく分かりました。

現課の方には、その資料を渡しておりますので、また、よろしくお願いします。

早川委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 結果については、次の本議会において委員長報告を行います。委員の皆様のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(午前11時52分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和5年12月12日

岬町議会

委 員 長 早 川 良